

# 国分寺市教育委員会議事録・第4—1号

会議の種類 第3回国分寺市教育委員会定例会  
会議の日時 令和5年3月23日(木) 午後1時35分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

## 会議の出席者

### (教育委員会)

教育長	古屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜 希 子

### (説明員)

教育部長	可 児 泰 則
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	大 島 伸 二
指導主事	野 村 宏 行
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課長	柳 功 一
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	櫻 井 明 徳

### (事務局)

書 記	佐々木 理絵子
書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹

傍聴人 0人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午後1時35分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番富山教育長職務代理者、4番辻委員を指名した。

## 〔前会議事録の承認〕

・令和5年1月26日開催の令和5年第1回国分寺市教育委員会定例会議事録第1号

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** 本日は大変お忙しい中、また、足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

月曜日の中学校の卒業式、そして、本日の小学校の卒業式に御出席をいただき、誠にありがとうございました。どの学校も卒業生が立派な態度で進行したとお褒めの言葉をいただいています。卒業生には次のステージに向けてさらに大きく活躍していただけたらと期待しています。いよいよ明日は修了式となります。教育委員の皆様方には1年間温かく御指導をいただいたことに心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

### ・西恋ヶ窪四丁目用地の活用について

令和3年11月25日の定例会において、私の預かりとさせていただいたものです。この西恋ヶ窪四丁目用地については、これまで新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のために、市役所に来庁された市民の皆様には駐車場を確保する必要もあり、公用車を市役所に近い当用地に駐車するなど、様々な対応に活用されてきました。

現在、新型コロナウイルス感染症も感染者数が少なくなってきたとはいえ、今後もまたワクチン接種等への対応、また、さらには新たな文化施設等の設置などもあり、それらを考慮した形で全庁的な検討も改めて必要なことから、今後の進展が今のところは見通せないという状況です。したがって、残念ではありますが、ひとまず一旦白紙とさせていただき、この件については市長部局へお返しをさせていただきたいと思っています。

1年以上、私の預かりとして、皆様方には教育施設としての活用について御協議をしていただいたにもかかわらず、このような報告となったことはお詫びを申し上げたいと思っています。何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

## 〔議事〕

**1 議案第3号（請願第5-1号）国分寺市立第六小学校のマルチルーム（不登校対応教室）に学習指導可能な再任用教員または非常勤教員の配置に関する請願について＜教育長提出＞**

（議案の内容と説明）

国分寺市立第六小学校のマルチルーム（不登校対応教室）に学習指導可能な再任用教員または非常勤教員の配置に関する請願について、請願内容を審議する必要がある。

**学校教育担当課長** 国分寺市立第六小学校のマルチルーム（不登校対応教室）に学習指導可能な再任用教員または非常勤教員の配置に関する請願について、前回の教育委員会で東京都教育委員会や請願者に確認すべき点についていくつか御質問をいただきました。その後、東京都教育委員会及び請願者に質問事項について確認をしたので、その内容について御説明をいたします。

東京都教育委員会に市から東京都に再任用教員や非常勤教員の派遣を要請することが可能なのかという問合せをしましたが、やはりそのような制度はないとの回答がありました。また、市がその予算を用意したとしても、同様に派遣する制度はないとのことでした。

次に、請願者に3点確認をしました。請願者からは質問への回答が文書で提出されていますので、資料の5ページを御覧ください。

1点目の現在、マルチルームで行っている学習の支援について、どのような点に課題を感じているか、詳細を伺いたいという質問については、記載のとおり、複数の回答が示されました。請願者にお会いした際にも担任から課題プリントは渡されるが、クラスアシスタントは安全確保が役割なため、自習に近い形になっていることや、担任は時間を見て子どもたちと関わっているが、接触時間が少なく、学習を進めるためにも専任の教員がいると良いなどのお話を伺いました。

2点目のマルチルームとサポート教室の併用について、これまでに学校と相談をした経緯があるか、伺いたいという質問については、学校から説明を受けたことがない、サポート教室の対象ではない、枠が少なく入れないと言われたとの回答が多く、併用についての話はこれまで進められていなかったとのことでした。

3点目の現在配置しているクラスアシスタントに加えて配置を望むのか、クラスアシスタントと代えて配置を望むのか、伺いたいという質問に対しては、請願した全ての保護者がクラスアシスタントに加えて学習指導ができる専任の配置を要望しているとの回答でした。以上が確認した内容となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 前回、委員の皆様方からいただきました質問について、確認した内容の説明がありました。いかがでしょうか。

**大木委員** こちらの回答を拝見して、具体的にどういうことを希望されているのかを理解しました。

少し気になったのが、マルチルームとサポート教室の併用についての学校との相談の経緯で、説明されたことがないという点です。また、依頼したが申請しても枠がないためどうにもならないと言われた、または、学習が遅れているわけではないから必要性がないと言われたなど、学校側からの説明の表現が気になりました。学校側が最初から門前払いのようなつもりで言ったのではないだろうと思うのですが、特に、文字にするとこのような表現になってしまうので、そうすると学校側は不安に思っている保護者の方に寄り添っていないような印象を受けます。特に学年が上がるにつれて、保護者の方の不安も高まっていくと思うので、この運用とはまた別として、もう少し寄り添うような形での御対応あるいは御説明をして、保護者の方に受け止めていただけるような対応をしてほしいというのが希望です。

第六小学校におけるこの取組というのは今年度始まったばかりとのことですので、まずは運営方法での工夫が必要ではないかと思えます。東京都の教育委員会に確認したら、再任用教員あるいは非常勤教員の配置というのが制度上難しいという回答があったとのことですので、そうであるならば、運営方法の工夫をまずは考えていくことが重要かと思えます。

請願の回答でも、マルチルームと教室をオンラインでつないでいる学年もあるということなので、リモートで授業を受ける、あるいは、課題のプリントをもらった上でリモー

ト授業を受けるなど、オンラインの活用も考えられるのかと思います。せっかく1人1台タブレットを使う時代になっていきますので、そういった運用のところをぜひ速やかにお進めいただければと思います。

**学校教育担当課長** サポート教室の部分ですが、学校としてはマルチルームを使っていたことでサポート教室の説明が十分ではなかったかというところが推測されます。よって、今後もこのサポートルームを使っていくことになるのであれば、そこは丁寧に説明をするように学校には伝えたいと思います。

**辻委員** 今回の質問に対して回答をいただいた内容を見ると、第六小学校のマルチルームに保護者の方が大きな期待を寄せていると感じました。前提として、ぜひともマルチルームを活用して最終的に学級復帰を目指すようにしたいという希望が強いと思うので、できていないことを1つ1つ挙げていき、これが駄目あれが駄目ではなく、どのように生かしていくかという方向性で、この請願をいただいた機会を改善の良い機会と考えて、今あるマルチルームをより良くしていただく工夫が必要かと思います。

先ほど、大木委員の発言にもありましたとおり、東京都教育委員会に確認した上で、派遣が不可能ということであれば、残念ながら別の方法を検討するしかないということにはなるかと思いますが、その別の方法が何かということを保護者の御期待に沿えるような形でぜひ検討していただければと思います。

具体的には、これも大木委員の発言にもありましたが、オンラインでつなぐことについては、保護者の回答のその他のところにも、今現在オンラインでつないでいる学年もあるが、コンセメントの問題できちんと機能しているか不明ということが挙げられています。あとは、マルチルームに限らず、例えば、小・中学校でも欠席や自宅待機になったお子さんをクラスの授業とつないで、自宅と教室とをつなぐという例も頻繁に行われているように聞くので、校内であったら、なおさらつなぎやすいのかと推測するので、オンラインでつないで教室との一体感、先生とのコミュニケーションをとる機会を増やすところを充実させていく方法がまずできることかと思いました。

その工程を学校の現場の先生が全てやるのが大変だとしたら、ITの支援をする方をお願いするような予算をとっていただいていることも目にしましたので、ぜひそういうところを活用して、オンラインでまず乗り越えられる課題があるのではないかと思います。

**富山教育長職務代理者** 担任の先生は該当する子どもたちの指導をどうするのかという指導計画のようなものを、その子に最も適した指導はどういうことだろうかとそれぞれの子どもに応じて考えていると思います。サポート教室あるいはオンラインを通じたマルチルームなのか、いろいろなことが考えられ、その子に対して一番いいと思うことを学校は考え、それを子どもや保護者たちに提示していると思います。そういった中で、何が一番いいのかを、我々が、オンラインがいいからオンラインとはなかなかいかないが、それも選択肢の1つだろうと思います。

大事なことは、請願者の方はお子さんが非常に心配なわけであり、学校も心配なわけです。そういった中で、その子に最も適した指導や対応は何なのかということが背景にきちんとないと、例えば、オンラインがとてもいいと言われてやったが、それが逆にその子を追い詰める形にならないとも限らないのが子どもたちへの指導の難しさであり、気をつけなければいけない部分だと思うので、この請願に対しては、2人の委員さんから話があり、東京都教育委員会は派遣は難しい、ならばという話になってはいますが、根底の中で、学校がその子に対してどういう指導を望んでいて、それを理解しながらどういう選択肢が

そこにあるのか、考えていかなければいけないのかという慎重さを感じています。

そういった意味からすると、今後、サポート教室を中心にしながら、マルチルームの在り方もその子の指導の展開の中で、様々な方法を見つけていくことになるのだと思います。そうしたときに、人的な部分の正規教員は無理だということになれば、今度はサポート教室の中の指導する人の人材を、時間とか資格などの面で広げられる可能性があるのか、その辺を伺いたいと思います。

**学校教育担当課長** サポート教室支援員の時間数の拡充については、第4次国分寺市特別支援教育基本計画の中でもサポート教室支援員について、今後の利用者数を把握しながら必要に応じて配置実数の拡充も検討していくことになっています。今後の利用者数は市内の全校の状況を見ていきながら計画を作成しているところです。今後の検討課題であると、現在、当市教育委員会の中ではなっています。

**富山教育長職務代理者** 現状よりもプラスの方向へ、時間数の問題、あるいは、指導に当たってくれる人材、子どもの指導、対応としてこういうものがいいと、必要だということが学校の指導計画の中に、その範疇の中に入ってきたら、最大限の努力をして、実数の確保、ないしは、最大限可能な範囲でのその対応に適する人材の配置みたいな部分が検討課題としてあるといいと思います。

**大木委員** こちらの請願書自体は、学習指導が可能な再任用教員あるいは非常勤教員の配置ということですが、前回の教育委員会からの質問に対していただいた回答の中では、学習のことだけでなく、メンタル面のサポートも必要、または子どもだけで過ごす時間が不安になるなど、それ以外のことの要望も書かれています。今回の請願に関しては、学習支援という点でお受けしたものなので、まずはその対応を検討していただくということになると思いますが、そのほかのことにも課題を感じていらっしゃるということです。マルチルームの取組というのは、私は非常に良いものだと思っております。クラスアシスタントが全小学校に1人以上配置されると伺っていますので、ぜひ成果や課題などをほかの学校にもお伝えいただき、クラスアシスタントとか、サポート教室の効果的な活用に向けての参考にできるように検討を進めていただければと思います。

**教育長** 様々な御意見をいただき、本当にありがとうございます。今回、国分寺市立第六小学校のマルチルームに学習指導可能な再任用教員または非常勤教員の配置に関する請願ということで御意見をいただいたわけですが、先ほど冒頭で御報告をさせていただいたように、東京都教育委員会が市の要請によって、そのような教員を配置するという制度がないといったことなので、東京都の教員の配置を要望するこの請願に関しましては、残念ながら不採択にせざるを得ないと捉えておりますが、その点についてはよろしいでしょうか。

ただし、今、委員の皆様方から様々な御意見を頂戴いたしました。子どもたちが学ぶ意欲を持って、また学級に戻れるような体制を十分に整えていくということが必要かと私も思っています。そのためにはまずマルチルームの充実とともに、また、サポート教室の活用というものをさらにもう一步進んで、第六小学校では検討する必要があるのかと思っています。

また、御意見としていただいています、マルチルームでオンライン授業などを活用するというお話もありました。また、学習支援だけではなく、メンタル等の様々なサポートも、もしかしたら課題としてあるのではないかという御意見もいただいています。保護者の御意見やお気持ちをしっかりと受け止めながら、改めて学校とともに教育委員会事務局

としてもさらに検討を進めていく必要があると思っています。

例えば、先ほどサポート教室の指導員、支援員の人数のさらなる増加、配置人数を増やしていくというお話も出てきたわけで、このことについては学校教育担当課長からお話があったように、第4次の特別支援教育基本計画にも示されていますので、全市的なことも視野に含めながら、ぜひ検討を進めていきたいと思っていますが、その中心的な役割として第六小学校でいい実践をしていただき、いい改善をしていただいて、それを全市内の小・中学校に発信をしていただくことができればありがたいと思っています。

請願としては、残念ながら不採択ですが、ぜひこれを出された皆様方には十分に事務局から御説明をしていただきたいと思います。

改めて確認をさせていただきます。本請願については、課題は別途検討するということを前提としまして、不採択とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

ただし、第六小学校には本日の協議内容をしっかりとお伝えいただいて、マルチルーム運営の改善、また、サポート教室の併用などについて改めて御検討いただきたいことを事務局から説明をしてください。市内の公立学校全体のサポート教室の状況を把握しながら、また、今後の対応についてもぜひ御検討いただきたいと思っています。請願者にはくれぐれも丁寧な説明をよろしくお願いします。

(採決)

**不採択（全員一致）**

**教育長** 議案第11号「国分寺市教育委員会管理職職員の人事異動について」及び、議案第12号「国分寺市教育委員会指導主事の異動について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事等に関する案件なので、秘密会で御審議いただきたいと思います。

秘密会開催には国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を要しますので皆様方にお諮りをします。いかがでしょうか。

**全委員** 異議なし。

**教育長** 全員賛成をもって、秘密会の開催は可決をされました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退出をお願いいたします。なお、事務局は退出される方々の誘導をお願いします。

—秘密会—（午後2時00分～午後2時07分）

**教育長** それでは、以上をもちまして秘密会を閉会します。事務局は退出された方を議場に入れてください。

#### **4 議案第13号 国分寺市立学校文書管理規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

文言整理を行うため、必要がある。

**教育総務課長** 2ページ目の新旧対照表を御覧ください。令和5年4月1日施行予定の市長部局の国分寺市文書管理規則の一部改正における文言整理に合わせ、教育委員会の市立学校文書管理規程における整合を図るために、この定義規定の第2条第1号中の「図画、

写真、フィルム等」の文言につきまして、「写真、フィルム等」を削って、「及び図画」に改めたいというものです。施行期日については、市長部局の国分寺文書管理規則の一部改正と同様、令和5年4月1日施行です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 5 議案第14号 国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

給食申込手続きの簡略化等の様式改正のため、必要がある。

**学務課長** 給食の申込手続きの簡素化を図るため、保護者等からの提出いただく様式の改正が必要となり、提案させていただきたいものです。8ページ目のA4横の給食申込書をお願いします。様式第1号になります。左側が現行の様式、右側が改正後(案)の新旧対照表です。右側、改正後(案)の濃く網掛けをしているところが変更内容です。主に、真中中段ほどより上の枠の文章について、枠の中に文言を入れ込み、まとめさせていただいた内容になっています。

この中で、新たに追記させていただいた箇所については、上から2つ目の枠、「チェックA、給食を申し込みます」になりますが、滞納をした場合、市が有する税務情報等を調査し、使用するための同意、こちらを追記させていただきました。なかなか納付いただけない滞納者への対応について、同意が必要であることから記載させていただいたものです。

削除した内容については、左側、現行様式になりますが、下段枠、学校名等を記入する欄の上側、括弧書きで記載されているところになります。「アレルギー等でミルクを辞退する方は、この様式とは別にミルク給食辞退届を提出してください。」こちらを削除させていただきました。辞退届と同様の内容である、生徒名、保護者名、電話等の内容について、また、辞退の理由、こちらを記載できるように改正後の様式にさせていただき、1枚の用紙に足りるようまとめた状況です。辞退届については、別途、4号にて規定をさせていただいていますので、今回の規則改正に伴う内容には入っていません。また、右側の改正後(案)下段枠の中、氏名のふりがな、こちらを追記して、ほか、文言の整理をさせていただきました。

裏面をお願いします。様式第2号になります。給食取消届については、枠内のふりがな及び教職員氏名、こちらを追記させていただきました。ほか、文言整理をさせていただきます。

次ページをお願いします。様式第3号、給食再開届については、様式第1号と同様にチェック欄のところに、滞納した場合、市が有する税務情報等を調査し、使用するための同意、こちらを追記させていただきました。また、給食再開希望日、こちらを枠内に入れ込むとともに、様式第2号と同様に、ふりがな及び教職員氏名を追記して、文言整理をさせていただきます状況です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 御記入をされる保護者がわかりやすいように、整理をしていただいたということでもよろしいですか。

**学務課長** 保護者からいただく様式をわかりやすく理解できるようにさせていただいたのと、用紙についても1枚なくす、削減という形で対応させていただきました。

**辻委員** 給食費を滞納した場合に、市が有する税務情報を調査して、使用することに同意しますというチェック欄が入りますということは、学校を通じて一応保護者にお知らせはいくのでしょうか。

チェック欄が新しくできたことについて、学校から保護者に一応お知らせはいくことになりますか。それとも、用紙が配られて終わってしまいますか。

**学務課長** こちらの様式については、変更された内容で私どもから学校にお願いして、保護者に通知をさせていただく形で考えています。

**辻委員** 年度初めに保護者会等があると思いますので、給食については、こういうチェック欄が今度からできたことを一言、何らかの場で言っていたらいいのかと思いました。

というのも、給食費は子どもたちが食べる以上、お支払いいただくのが当然なのですが、滞納された場合にこういうことが新しく加わりますということは何も知らないで、言われたままにははいはいとチェックしたら実はこういうことでしたと、そんなことは前もって一言言ってくださいと思われる方も中にはいらっしゃるかもしれないので、新しく同意を求める事項があるときは、一応事前にお知らせしたほうがいいのかと思いました。

**学務課長** 保護者へ丁寧な対応を図っていきたいと思います。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

## 6 議案第 15 号 国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則(平成 11 年教委規則第 2 号)第 2 条第 1 項の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱する必要がある。

**学務課長** 国分寺市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則第 3 条において、任期を 2 年とさせていただいています。令和 5 年 3 月 31 日で 2 年間の任期が終了することに伴い、規則第 2 条に基づき、新たに委嘱する必要があるため、御提案させていただくものです。裏面をお願いします。今回御提案させていただきます学校医、学校歯科医、学校薬剤師の候補者一覧です。委嘱に当たり、学校医については国分寺市医師会、学校歯科医については国分寺市歯科医師会、学校薬剤師については国分寺市薬剤師会からの御推薦をいただきました方々です。氏名の前に星印をつけさせていただいていますのが、前回と変更のあった方です。任期については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっています。



御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

## 7 議案第 16 号 国分寺市立学校職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方公務員法 (昭和 25 年法第 261 号) の改正による引用条文の条ずれを改めるとともに文言整理を行うため、必要がある。

**学校指導課長** 新旧対照表を御覧ください。定年退職年齢の延長に伴い、地方公務員法が改正されました。そこで、本規則における引用条文に条ずれが生じていて、現行の第 12 条の第 2 項を御覧ください。引用する法が、現在は、第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項とありますが、改正後は法第 22 条の 4 の第 1 項に変更となっています。また、文言ですが、同じく第 12 条の第 2 号、定年退職者の再任用と示されていますが、制度の変更、再任用制度がなくなっていく改正があるので、改正後は「定年前再任用短時間勤務職員の任用」に文言修正しています。

また、経過措置として、この下に示されています、当分の間は経過措置としてこの第 12 条第 2 号は地方公務員法の一部を改正する法律の附則第 4 条、第 6 条に示される暫定再任用を示すというような内容となっています。すなわち、定年延長に伴い、再任用制度はなくなりますが、定年年齢が段階的に引き上げられていく当面の期間は、暫定的に再任用制度を残すという内容を経過措置で示しています。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

**教育長** 続きまして議案第 17 号、「国分寺市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」と議案第 18 号、「国分寺市教育委員会事務局決裁規程及び国分寺市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び副校長に委任する規程の一部を改正する訓令について」また、議案第 19 号、「国分寺市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令について」の 3 件については、ともに、子ども手当制度の終了、また、地方公務員法の改正による改正のため、一括議題とさせていただきます。提案説明、質疑を一括とし、採決は 1 件ずつ個別にさせていただきます流れでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

## 8 議案第 17 号 国分寺市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について<

## 教育長提出＞

(議案の内容と説明)

子ども手当制度及び地方公務員法(昭和25年法第261号)の改正による引用条文の条ずれを改めるとともに文言整理を行うため、必要がある。

## 9 議案第18号 国分寺市教育委員会事務決裁規程及び国分寺市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び副校長に委任する規程の一部を改正する訓令について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

子ども手当制度終了のため、必要がある。

## 10 議案第19号 国分寺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

地方公務員法(昭和25年法第261号)の改正による文言整理を行うため、必要がある。  
**学校指導課長** それでは、議案第17号、第18号、第19号について、一括で御説明いたします。この3つの議案は、いずれも子ども手当制度の終了及び地方公務員法改正のいずれか、もしくは、両方に関わる規則等の改正となっています。

まず、改正の内容について説明をいたします。子ども手当制度ですが、これは平成23年10月から平成24年3月まで実施された制度です。現在、制度としての子ども手当の制度は、児童手当に既に移行しています。また、子ども手当支給に関わる市長部局における債権管理事務が終了したことにより、本市においては、統一的に子ども手当という文言を整理することとなりました。なお、児童手当については、継続して活用していく改正内容です。

続いて、令和5年4月より施行される改正地方公務員法についてです。先ほど、議案第16号でも説明させていただきましたが、定年延長に伴い、再任用職員は暫定再任用職員として整理されています。暫定再任用とは、定年の引上げ完了に伴い廃止となる暫定的な再任用制度を意味するという事です。なお、定年引上げの完了は、令和13年度を予定しております。これが改正内容です。

それでは、議案ごとに改正の概要を御説明いたします。

第17号を御覧ください。こちらは、子ども手当制度終了及び地方公務員法の改正による文言整理のため、改正をいたします。1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。処務規則の第1条関係では、現在の10号に教職員の子ども手当の認定に関することが示されておりますが、改正後はこれを削除して1つずつ号が繰り上がっております。また、2条関係を御覧ください。こちらも第10号、再任用職員とありますが、改正後は「暫定再任用職員」で文言を改めています。こちらが改正内容です。

では、続いて、議案第18号を御覧ください。こちらは先ほど御説明しました子ども手当制度終了のため、改正をするというものです。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。こちら、現行の23項、教職員の子ども手当の認定に関することとありますが、改正案ではこれを削除して項を繰り上げております。1枚おめくりいただき、裏面を御覧ください。こちら、第2条の第14号ですが、副校長及び都費負担教職員の子ども手当の承認に関することとありますが、改正案ではこれを削除し、あとの号を1つずつ繰り上げております。これが議案第18号の変更内容です。

続いて、議案第19号を御覧ください。こちらは、地方公務員法の改正による文言整理

を行うため、改正の必要があるためです。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。こちらは、別表第2、学校指導課、第23の項、再任用職員とあるところですが、改正後は「暫定再任用職員」と文言を整理しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

**教育長** それでは、1件ずつお諮りをいたします。議案第17号、国分寺市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

**教育長** 続いて、議案第18号、国分寺市教育委員会事務決裁規程及び国分寺市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び副校長に委任する規程の一部を改正する訓令について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

**教育長** 続いて、議案第19号、国分寺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

## 11 議案第20号 学校産業医の選任について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則(令和3年教委規則第6号)の規定により、学校産業医を選任する必要がある。

**学校指導課長** 令和5年度学校産業医候補者名簿があります。こちらに学校産業医候補者として、高木智匡氏を挙げています。

高木氏は社会福祉法人浴光会理事長です。昨年度に引き続き、依頼をしたいと考えています。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

## 12 議案第 21 号 国分寺市青少年委員の委嘱について〈教育長提出〉

(議案の内容と説明)

国分寺市青少年委員が令和 5 年 3 月 31 日付をもって辞職することに伴い、国分寺市青少年委員の設置に関する条例(昭和 40 年条例第 18 号)第 5 条第 2 項の規定により従前の青少年委員を解嘱し、同条例第 3 条の規定により令和 5 年 4 月 1 日付で新たな青少年委員を委嘱する必要がある。

**社会教育課長** 裏面の 2 つの名簿を御覧ください。上の表は今回本人の申入れにより解嘱される青少年委員 2 人の名簿となります。任期は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの 2 年間でしたが、令和 5 年 3 月 31 日付をもって退職となります。

下の表は、新任となります。前任者の残任期間を引き継ぎ、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの任期となります。今回新たにお問い合わせする伊藤万記子氏は、元 P T A 会長で、現在学校キャンプ実行委員委員長や青少年中央地区委員をされており、青少年委員活動に取り組まれている方です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 新委員については、全く異議ありません。今回、お 2 人が解嘱され、新たに追加される方がお 1 人ということで、1 人不足となりますが、その点については、特に問題ありませんでしょうか。

**社会教育課長** 2 人抜けて 1 人のみ今回任命をさせていただいています。もう 1 人の方に関しては、現在選定をさせていただいている途中で、まずはお 1 人を任命をさせていただいている次第です。

**教育長** また、後任が決まり次第、御提案いただくということですね。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

### 〔協 議〕

な し

### 〔報 告〕

#### 1 令和 4 年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰式について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 資料 No. 1 を御覧ください。前回の 2 月 16 日の本教育委員会定例会において、今年度の児童生徒被表彰者について人数、その他について簡単に御報告をしましたが、その後、3 月 2 日に被表彰者及びその保護者をお呼びしてこれらの方々の御了解のもと、氏名、学校名等をお示しして表彰式を開催したので、今回詳細な御報告をさせていただくというものです。説明は以上です。

(意見・質疑の要旨)

な し

## 2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 資料 No. 2を御覧ください。市内の3カ所の新聞販売店、読売センター国分寺さんから、新聞の朝夕刊セットを市立小中学校15校に各校3部ずつ、計45部の御寄附をいただいております。期間は令和5年1月から令和5年12月までです。

御報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

なし

## 3 令和5年度小・中学校の教育課程について

(事務局からの説明)

**渡辺指導主事** 各小・中学校は、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、次年度の教育課程として学校の教育目標やそれを達成するための基本方針、指導の重点等を教育委員会に届け出ています。資料の表面は、各小・中学校が届け出た教育課程の内容の一部です。1は令和5年度の重点事項であり、教育目標を達成するための重点を、第2次国分寺市教育ビジョンを踏まえた上で設定をしています。

2の特色ある教育活動の左側は、「国分寺学」の創出に向けた取組を記載しています。「国分寺学」とは、現在、国分寺市について実施している地域の特色を生かした学びを整理・系統化していくものであり、令和6年度の実施に向けて各小・中学校及び各中学校ブロックで、地域教材の活用や地域との連携の視点を取り入れた取組について検討をしているところです。また、右側にはその他の特色ある教育活動として各校が特に注力する教育活動をお示ししています。

それでは、裏面を御覧ください。通常の学級と特別支援学級の小学校第6学年及び中学校第3学年の年間の授業日数や授業時数を一覧にしています。授業時数についても適切に設定をしています。学校指導課では、各校において教育課程が適正に実施され、学校の取組が充実するよう指導、助言に努めてまいります。

(意見・質疑の要旨)

**富山教育長職務代理者** ただいまの「国分寺学」という非常にうれしく、夢が持てて、本当に大事だと思う言葉が出てきて、非常に力強く感じています。「国分寺学」が始まっていったって、各学校が特色ある教育課程を編成、実施、評価して、その学校ならではの「国分寺学」をその学校として構築していくわけですね。そういうものが近隣の学校と共有されて、そして、市全体としてこれが国分寺市の全小中学校9年間の「国分寺学」だということで、市民の私たちが見られるようになると、とてもいいと思っています。そこで質問ですが、それぞれその学校が編成、実施、評価して、その学校ならではの「国分寺学」ができていくと思います。そうしたものが近隣の学校で共有化されるような場面はどんなことが想定されるのか。そして、さらに願わくば、近隣の学校だけではなく、広く国分寺市の中でこれが国分寺としての「国分寺学」を学んだ子どもたちの教育課程で、それが評価されるものを市民として見たいという期待があるのですが、その辺について今わかっている範囲での構想をお話いただければありがたいです。

**渡辺指導主事** 貴重な御意見ありがとうございます。現在、推進委員会を立ち上げてい

まして、まず1つ目の御質問、どのような場面で共有できるかということについては、これまで小中連携教育の中で、ブロックごとの情報共有をしていますので、その中でどういった地域人材がいて、どういった活用の仕方があるかというのは共有しているところですが、さらにそこから深めていくところで、今まさにその年間指導計画であったり、そういった情報も共有しているところですので、ここをさらにブロックだけでなく市全体に広げていく、どういった形で市の全体に提案していくかというところは現在検討しているところ です。

**富山教育長職務代理者** そこで要望なのですが、市全体としてという部分はかなり先になるかと思うのですが、せっかく学校の中で「国分寺学」というのが、教育課程で編成、実施されて、そして評価され、CAPDをしながら、よりいいものにその学校がなっていく、その学校ならではの「国分寺学」というのが成立して進展していくと思います。そういうものをできるだけ市民にわかるように表現して、発信していただくとありがたいと思います。もちろんそれは学校で、学校だよりのような、その学校の地区だけ、学校の範囲では配られると思うのですが、もう少し広く市内に発信をしていただくとありがたいなと思っています。

**渡辺指導主事** 今回、各校から集めた教育課程の中でも「国分寺学」に留まらず情報発信をしていくことはどこの学校も強調しています。御意見いただいたように学校だよりのみだけでなく、学校ブログもあります。また今考えつく中で、教育広報誌ということも1つの方法となりますが、今日いただいた御意見をまた推進委員会に提案させていただきたいと考えています。

**教育長** 学校の中だけの取組ではなく、それを広く発信する、そして理解を得るということはとても大切なことなので、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

ひとまずは、教科横断型展開をしていくということで、将来的にはそれが教科化になるかということもきっと視野に入ってくるのかと思いますが、併せて、小・中連携の視点も含めて、6年間のカリキュラム、3年間のカリキュラムというだけでなく、9年間のカリキュラムという視点もぜひ大切にいただけたらと思っています。大いに期待したいと思っています。

## 〔その他〕

なし

## 〔閉会〕

午後2時45分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

2 番

富山 謙一

4 番

辻 亜希子

調製職員

廣瀨喜朗

